

諸外国の国家公務員制度の概要

(令和7年2月更新)

目 次

I	概観及び国家公務員の数・種類	1
	【参考】府省別国家公務員数	2
II	諸外国の国家公務員の労働基本権	3
	【参考1】主要な労働組合の状況等	4
	【参考2】近年の主な公務員ストライキの事例	5
III	諸外国の国家公務員の任用	6
IV	諸外国の国家公務員の評価、身分保障、退職関連	7
V	諸外国の国家公務員の給与	8
	【参考】給与改定方式	9
VI	諸外国の国家公務員の勤務時間等	10
VII	諸外国の国家公務員の政治的行為の制限	11
VIII	諸外国の国家公務員の兼業規制	12
IX	諸外国の国家公務員の株式保有規制	13

I 概観及び国家公務員の数・種類

		ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス	(参考) 日 本
概観	国家体制等	連邦制、大統領制 二大政党下での政権交代	連合王国、議院内閣制 二大政党下での政権交代	連邦制、議院内閣制（大統領は象徴的） 二大政党基軸での政権交代。近年は多党化が進む。	共和制、行政権は大統領・首相に属する 多党制下での政権交代	議院内閣制
	現行公務員制度の淵源	建国当初から政治任用が広く行われてきたが、1883年、公務員法（ペンドルトン法）制定により成績主義・政治的中立性に基づく職業公務員制が確立	ノースコート・トレヴェリアン報告（1853年）により、成績主義に基づく資格任用制が確立	絶対君主制の下で発達した官僚制が、民主的議会制下でも継承され、民主的統制に服している	仏革命により国王の官僚制は解体され、19世紀に官僚養成学校による人材育成を特色とする職業公務員制が確立	日本国憲法により公務員は「天皇の官吏」から「全体の奉仕者」に抜本的に転換。民主的な公務員制の確立のため国家公務員法を制定
国家公務員の数と種類		約288万人（2023年9月現在） 行政部門 約281万人 ・競争職(Competitive Service) 約153万人 競争試験により任用（職階制適用） ・上級管理職俸給表(SES) 約8,700人 ⇒政治任用は1割以下（部長・課長級） ・郵政公社 約57万人 ・その他除外職等 立法部門 約3万人 司法部門 約3万人 ※この他、軍人 約139万人	約54.8万人（2024年9月現在） 国家公務員(Civil Servants) 約54.8万人 〔・フルタイム職員 約44.2万人 ・パートタイム職員 約10.6万人〕 ・上級公務員(SCS) 7,535人 (2024年3月現在) ※この他、軍人 約14.7万人	約35.5万人（2023年6月現在） 〔官吏(Beamte) 約20.1万人 公法上の勤務・忠誠関係 統治権関与・公権力の行使等〕 公務被用者(Tarifbeschäftigte) 約15.4万人 私法上の雇用契約関係 ※この他、軍人 約17万人	約254万人（2022年12月現在） 〔官吏(Titulaires) 約151万人 恒久的官職に任命行為により任用〕 非官吏(Non titulaires)等 約55万人 見習職員、補助職員、臨時職員等 軍人 約31万人 〔その他（軍需関係者等） 約17万人〕	約59.0万人（2023年度末予算定員） 〔一般職国家公務員 約29.2万人 うち給与法適用職員 約28.2万人 検察官 約0.3万人 行政執行法人職員 約0.7万人〕 〔特別職国家公務員 約29.8万人〕
参考）国以外を含めた公務員数（非軍人）		総計：約2,246万人 【内訳】 連邦：約288万人 州：約536万人 郡・市等：約1,422万人 (総人口 約3億4千万人)	総計：約590.1万人 【内訳】 中央政府：約397.3万人 (国民保健サービス(NHS)職員 約204.0万人、軍人、国の予算で運営される学校の教職員、外郭公共団体等の職員を含む。) 地方政府：約198.8万人 公営企業体：約15.7万人 (総人口 約6千8百万人)	総計：約510万人 【内訳】 連邦 〔官吏：約20.1万人 公務被用者：約15.4万人〕 州 〔官吏：約134.9万人 公務被用者：約128万人〕 市町村等 〔官吏：約18.9万人 公務被用者：約155万人〕 社会保険機関 〔官吏：約2.5万人 公務被用者：約35.3万人〕 (総人口 約8千3百万人)	総計：約569万人 【内訳】 国家公務員：約254万人 地方公務員：約194万人 国公立医療機関職員：約121万人 ※ 国家公務員については、軍人、軍需関係者等約48万人を含む (総人口 約6千7百万人)	総計：約339.3万人 【内訳】 国家公務員：約59.0万人 一般職国家公務員：約29.2万人 特別職国家公務員：約29.8万人 地方公務員：約280.3万人 ※「特別職国家公務員」には、防衛省職員約26.8万人を含む。 (総人口 約1億2千4百万人)

【参考】府省別国家公務員数

ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
大統領 - 国務省 80,214人 - 財務省 108,869人 - 国防総省 762,882人 - 司法省 116,614人 - 内務省 62,890人 - 農務省 92,072人 - 商務省 47,650人 - 労働省 14,730人 - 保健社会福祉省 91,058人 - 住宅都市開発省 8,825人 - 運輸省 55,806人 - エネルギー省 16,846人 - 教育省 4,245人 - 退役軍人省 486,522人 - 国土安全保障省 222,539人 大統領府 - 独立機関及び公社 (うち人事管理庁 2,902人) (2024年3月現在) ※軍人を除く (注) 人事行政機関 人事管理庁、メリットシステム保護委員会、 連邦労使関係院、政府倫理庁、特別検察官局	- 内閣府 6,780人 - 財務省 2,735人 --- 歳入関税庁 69,495人 - 住宅・コミュニティ・地方自治省 4,990人 - 内務省 49,500人 --- 国家犯罪対策庁 5,980人 - 文化・メディア・スポーツ省 970人 - 教育省 8,240人 --- 教育基準局 (Ofsted) 1,975人 - 国防省 58,325人 - ビジネス・貿易省 10,095人 - 環境・食糧・農村地域省 13,930人 - 外務・英連邦・開発省 9,210人 - 保健・公的介護省 9,210人 - エネルギー・安全保障・ネットゼロ省 4,570人 - 科学・イノベーション・技術省 7,005人 - 法務長官府等 11,055人 - 司法省 95,770人 - 労働・年金省 94,560人 - 運輸省 16,460人 - 北アイルランド省 165人 - スコットランド省 135人 - ウェールズ省 50人 --- 英国統計院 (UKSA) 5,335人 内閣 ※点線は、主な非大臣省。 (自治政府) スコットランド政府 28,235人 ウェールズ政府 5,905人 (2024年9月現在) (注) 人事行政機関 内閣府、人事委員会	- 首相府 820人 - 外務省 7,258人 - 内務省 1,874人 - 法務省 951人 - 財務省 2,206人 - 経済・気候保全省 2,387人 - 食料・農業省 1,167人 - 労働・社会省 1,416人 - デジタル・交通省 1,622人 - 国防省 1,804人 - 保健省 1,096人 - 環境・自然保護・原子炉安全・消費者保護省 1,246人 - 家庭・高齢者・女性・青少年省 1,012人 - 経済協力・開発省 1,185人 - 教育・研究省 1,422人 - 住宅・都市開発・建設省 423人 大統領 内閣 (2023年6月現在) ※軍人を除く ※本府省のみ的人数 (注) 人事行政機関 連邦内務省、連邦人事委員会	- 首相府 11,300人 - 外務 3,900人 - 内務・海外県省 299,000人 - 法務省 93,700人 - 農業・食糧・森林省 29,900人 - 社会保険関係省 13,700人 - 経済・財務省 129,800人 - 行政公務員総局 - 国防省 282,600人 - エコロジー・持続可能開発・エネルギー省 46,300人 - 文化・通信省 9,400人 - 教育省 1,054,700人 大統領 内閣 (2022年12月現在) (注) 人事行政機関 行政公務員総局(所属省は変動) 国立公務学院 (INSP) は首相の直属機関 國務院 会計検査院

II 諸外国の国家公務員の労働基本権

		ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ		フ ラ ン ス	(参考) 日 本
憲法上の労働基本権の位置づけ		憲法典上、労働基本権に関する規定はない	明文の憲法典はない	ドイツ連邦共和国基本法 第9条第3項 労働条件及び経済条件の維持及び改善のために団体を結成する権利は、何人に対しても、又いかなる職業に対しても、保障する。この権利を制限し、又は妨害しようとする取決めは、無効であり、これを目的とする措置は、違法である。 第33条第5項 公務に関する法は、伝統的な職業官吏制度の諸原則を考慮して定め、かつ、さらに発展させなければならない。		フランス第四共和制憲法序文 すべての者は、組合活動を通じて自らの権利と利益を守り、自由に選んで組合に加入することができる。 争議権はそれを規律する法律の範囲内で行使される。	日本国憲法第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。 第15条 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
国家公務員の労働基本権			[官民共通の枠組み]	[官 吏]	[公務被用者]		
	団 結 権	認められている	認められている	認められている	認められている	認められている	認められている
	協 約 締 結 権	認められている 給与等の法定事項については交渉は認められない。なお、休暇の申請手続、業績評価の方法等の手続事項については交渉が認められている。	認められている (注) 財務省の指示した方法に従って各省大臣が承認した給与歳出枠の範囲内で決定する(配分交渉)。 (注) 労働協約には通常、法的拘束力がない(民間も同じ)。 [ただし、上級公務員については、上級公務員給与審議会の勧告を経て決定]	認められていない [「伝統的な職業官吏制度の諸原則」により給与等の勤務条件は法定]	認められている (注) 賃金交渉には必ず財務大臣又は次官が同席する。 (注) 協約は、議会の承認なしに効力を発する。	認められていない (注) あらかじめ決められた予算の枠内でしか交渉しない。なお、政府に交渉に応じる義務はない。 (注) 賃金交渉の結果、議定書が作成されることもあるが、近年はない。	認められていない → 代償措置として、人事院勧告制度が設けられている。
	争 議 権	禁止されている	認められている 明文の規定はないが、一般に、罷業は違法ではない。	禁止されている [「伝統的な職業官吏制度の諸原則」による。]	認められている	認められている [労使交渉と無関係に自由権としての罷業が認められている。]	禁止されている → 代償措置として、人事院勧告制度が設けられている。

【参考１】主要な労働組合の状況等

	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス	(参考)日 本
組合の状況	- 公務内組合・省庁横断組合 - オープン・ショップ - 組織率…25.1%（連邦職員） ※排他的代表制： 特定の交渉単位内で、職員からの投票により、団体交渉権を有する組合を1つ認定し、当該組合が交渉単位に属する職員全体（非加入者を含め）の利益を代表して協約を締結	- 公務内組合・省庁横断組合 - オープン・ショップ - 組織率…49.2%（2023年） （公的部門・地方も含む）	- 公務内組合、官民横断組合が併存 - 官吏・公務被用者横断組合、省庁横断組合 - オープン・ショップ	- 官民横断組合 - オープン・ショップ - 組織率…15.2%（公務員部門）	公務内組合・省庁別組合とその連合体
主要な労働組合（組合員数）	- アメリカ政府職員総同盟 (AFGE) 約80万人の連邦政府等職員を代表（組合員数：約28万人） - 全国財務職員組合 (NTEU) 約15万人の連邦政府職員を代表（組合員数：不明） (郵政公社職員) - アメリカ郵便従事者組合 (APWU) 約20万人の郵政公社職員等を代表（組合員数：不明） - 全国郵便配達組合 (NALC) （組合員数：不明） (参考) ナショナルセンター アメリカ労働総同盟産別会議 (AFL-CIO) 約1,500万人の労働者を代表 地方公務員 全米地方公務員労組 (AFSCME, AFL-CIO) 約140万人	- 公務・商業サービス連合 (PCS) 約19万人 - 専門職組合 (Prospect) 約15.7万人 - 第一部門公務員組合 (FDA) 約1.9万人 - 刑務官協会 (POA) 約3.1万人 - 北アイルランド公務員組合 (NIPSA) 約4.3万人 (参考) ナショナルセンター 労働組合会議 (TUC) 約550万人 地方公務員、国民保健サービス (NHS) 職員等 公共部門労働組合 (UNISON) 約121万人	- ドイツ官吏同盟 (dbb) 約130万人 - 統一サービス産業労働組合 (ver.di) 約190万人 - ドイツ・キリスト教労働組合連盟 (CGB) 約28万人 - ドイツ国防軍連盟 約20.5万人 ※ 主として産業別組合であり、地方公務員や民間労働者を含むのが基本 (参考) ナショナルセンター ドイツ労働組合同盟 (DGB) 約567万人	- フランス民主労働総同盟 (CFDT) - キリスト教労働者総同盟 (CFTC) - 管理職同盟 (CGC) - 労働総同盟 (CGT) - 労働者の力 (FO) - フランス教育者連盟 (FSU) - 全国中立労働組合 (UNSA)	(連合体) - 公務公共サービス労働組合協議会 (公務労協) 約101.5万人 - 公務労組連絡会 約 23.2万人 ※ 地方公共団体の職員を含む (参考) 日本労働組合総連合会 (連合) 約681.7万人 全国労働組合総連合 (全労連) 約 46.4万人
団体交渉の実態	各省で業務の類似性や組織運営の効率性等を踏まえ、交渉単位が設定されており、その交渉単位ごとに交渉（給与等の法定事項は交渉できない） 使用者側 人事担当部局幹部職員など 組合側 労働組合役員及びその指名する者	一般の職員 - 給与を含む勤務条件全般について、省庁又はエージェンシーごとに交渉。複数の組合の代表が同時に交渉に参加 - 交渉が決裂した場合、政府の責任で政策・給与改定等を実施 上級公務員 - 給与以外の勤務条件については、省庁又はエージェンシーごとに交渉 - ただし、週勤務時間、人事評価制度等、統一的に制度が運用されているものもある	公務被用者 連邦及び市町村が共同交渉 使用者側 連邦内務大臣、市町村使用者団体連合会議長（連邦財務大臣又は次官が同席） 組合側 ドイツ官吏同盟委員長 統一サービス産業労働組合委員長	- 職場協議会における非組合員も含んだ投票で、多数の職員から支持を得た複数の労働組合が交渉時の代表性も獲得し、同時に交渉の席に着く 使用者側 公務担当大臣、行政公務員総局幹部、予算局幹部 - 各省固有の事項については各省ごとに交渉	- 各省ごとに単組と交渉 - 人事院等は連合体と会見等

(注) 数字は各国政府等公表資料より

【参考2】近年の主な公務員ストライキの事例（地方公務員を含む）

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス																																																			
発生状況	労働損失日数（単位：千日） <table><tr><th></th><th>全体</th><th>公務</th></tr><tr><td>2023年</td><td>16,660</td><td>590</td></tr><tr><td>2022年</td><td>1,991</td><td>1,429</td></tr><tr><td>2021年</td><td>1,187</td><td>22</td></tr></table> ※1,000人以上が参加し、勤務シフト1回分以上続いたものを計上		全体	公務	2023年	16,660	590	2022年	1,991	1,429	2021年	1,187	22	労働損失日数（単位：千日） <table><tr><th></th><th>全体</th><th>公務</th></tr><tr><td>2023年</td><td>2660</td><td>2218</td></tr><tr><td>2022年</td><td>2497</td><td>508</td></tr><tr><td>2021年及び2020年</td><td>不明</td><td>不明</td></tr><tr><td>2019年</td><td>237</td><td>35</td></tr></table>		全体	公務	2023年	2660	2218	2022年	2497	508	2021年及び2020年	不明	不明	2019年	237	35	労働損失日数（単位：千日） <table><tr><th></th><th>全体</th><th>公務</th></tr><tr><td>2023年</td><td>590</td><td>119</td></tr><tr><td>2022年</td><td>267</td><td>34</td></tr><tr><td>2021年</td><td>374</td><td>1</td></tr></table> ※最低10人以上の被用者が参加し、1日以上継続したストライキ又は労働損失100人・日以上以上のストライキを計上		全体	公務	2023年	590	119	2022年	267	34	2021年	374	1	労働損失日数（単位：千日） <table><tr><th></th><th>全体</th><th>公務</th></tr><tr><td>2023年</td><td>—</td><td>157</td></tr><tr><td>2022年</td><td>—</td><td>333</td></tr><tr><td>2021年</td><td>—</td><td>287</td></tr></table>		全体	公務	2023年	—	157	2022年	—	333	2021年	—	287
		全体	公務																																																				
2023年	16,660	590																																																					
2022年	1,991	1,429																																																					
2021年	1,187	22																																																					
	全体	公務																																																					
2023年	2660	2218																																																					
2022年	2497	508																																																					
2021年及び2020年	不明	不明																																																					
2019年	237	35																																																					
	全体	公務																																																					
2023年	590	119																																																					
2022年	267	34																																																					
2021年	374	1																																																					
	全体	公務																																																					
2023年	—	157																																																					
2022年	—	333																																																					
2021年	—	287																																																					
(出典)	Major Work Stoppages(労働省労働統計局)	Workplace disputes and working conditions (ONS)	Streikstatistik (2021, 2022, 2023)	Rapport annuel sur l'état de la fonction publique (2022, 2023, 2024)																																																			
近年の主な公務部門のストライキ事例	○ 2022.11～12 カリフォルニア大学でのスト ・ ティーチングアシスタントを中心に最大4万8千人が賃上げを求めて州内各地のキャンパスでストライキを実施。 ○ 2018.2～2019.10 各地で公立学校教員がスト ・ 教員及び学校職員の給与増加、州予算における教育関係支出の増加などを求めて、ウェストヴァージニア州、オクラホマ州、ケンタッキー州、アリゾナ州、コロラド州、ノースカロライナ州、ロサンゼルス市、サウスカロライナ州、オレゴン州、シカゴ市など各地で公立学校の教員がストライキを実施。 ○ 2012.9 シカゴ市の教員スト ・ 給与の引き上げ及び生徒のテスト成績を教員給与に反映する市の方針をめぐって対立。約2万6千人の教員がスト実施。8日間ストは続き約3.5万人の生徒に影響。 ⇒ 市側が教員組合側に大きく妥協する形で合意成立 ○ 2011.9 ワシントン州タコマ市の教員スト ・ 教員配置の方針、給与等をめぐって労使交渉が行き詰まり、教員約1,900人がスト実施。学校が8日間閉鎖され、3万人近い生徒に影響 ⇒ 州知事のあっせんにより、双方が譲歩案に合意 ○ 2010.3～4 ペンシルベニア州公務員(病院)のスト ・ 賃上げ等をめぐって病院の看護師・職員がスト。約1,500人が参加し、1か月近く実施。使用者側は、非組合員の職員の動員や臨時職員の確保により病院閉鎖を回避	○ 2024.5.7～5.8 労働・年金省の外注警備員の賃上げ要求のスト ・ 外注業者で働く1,000人以上の警備員(GMB 労組組合員)のストにより、全体の約10%にあたる約70のジョブセンターが閉鎖された。 ○ 2022.12～2023.2 賃上げ要求等の全国規模のスト ・ 公務・商業サービス連合(PCS)の組合員が、10%の賃上げ、人員削減計画の撤廃等を求めて、内務省、運輸省、環境・食料・農村地域省の出先機関等において、5～10日間のストライキを実施。また、PCSの組合員約10万人が2月1日にストライキを実施。 ○ 2021.4 運転免許庁職員のスト ・ 公務・商業サービス連合(PCS)の組合員が、新型コロナウイルスに関する安全上の懸念に抗議するため、運転免許庁で4日間のストを実施。 ○ 2014.7 賃上げ要求の全国規模のスト ・ 2010年の公務員賃金の凍結、2012年以降賃金の年間上昇率が1%に制限されている教師、消防士、地方自治体職員など数十万人の公務員が24時間ストを実施。 ○ 2012.6 人員削減に反対する国家公務員のスト ・ 2014/15年までに歳入関税庁(HMRC)の1万ポストの削減計画に反対して、公務・商業サービス連合(PCS)所属の HMRC 職員が24時間ストを実施。 ○ 2012.5 年金改革に反対する全国規模のスト ・ 年金改革反対のストを組合合同で実施。約10万人の国家公務員を含む約40万人が参加。 ○ 2011.11 年金改革に反対する全国規模のスト ・ 年金改革反対のストを組合合同で実施。過去30年間で最大規模。約15万人の国家公務員を含む最大で200万人が参加。 ⇒2011年内としていた組合との対話期限を撤回 ○ 2011.6 年金改革に反対する全国規模のスト ・ 年金支給開始年齢の引上げ及び最終年収ベースから生涯平均年収ベースでの計算方式への変更等を含む政府の年金改革案に反対し、組合が合同でストを実施。10万人超の国家公務員を含む約75万人が参加。⇒10年以内の退職予定者を除外する等の政府側譲歩案を10月に提示	○ 2023.11～12 賃上げ要求のスト ・ (ヘッセン州を除く)州公務員(公務被用者)が第2回交渉後、第3回交渉を前に全国各地で警告ストを実施。最後の数日には7万人が参加。 ○ 2023.2～3 賃上げ要求のスト ・ 連邦及び市町村の公務員(公務被用者)が第2回交渉後、第3回交渉前までの間に全国各地で警告ストを実施。ゴミ収集、病院などに影響。 ○ 2021.11 賃上げ要求のスト ・ (ヘッセン州を除く)州公務員(公務被用者)が第3回交渉を前に警告ストを実施。大学病院などに影響。 ○ 2020.9～10 賃上げ要求のスト ・ 連邦及び市町村の公務員(公務被用者)が第2回交渉後、第3回交渉までの約1か月間、警告ストを実施。保育園、病院、官庁などに影響。 ○ 2019.2 賃上げ要求のスト ・ (ヘッセン州を除く)州公務員(公務被用者)が第2回交渉後、第3回交渉までの数週間、警告ストを実施。大学病院、学校、保育園などに影響。 ○ 2018.3～4 賃上げ要求のスト ・ 連邦及び市町村の公務員(公務被用者)が第3回交渉を前に警告ストを実施。3月半ばに行われた警告ストには2日間に約7万人が、4月第2週に行われた警告ストには4日間に約10万人が参加し、空港、幼稚園、ジョブセンター、近距離交通等に影響。 ○ 2017.2 賃上げ要求のスト ・ (ヘッセン州を除く)州公務員(公務被用者)が第2回交渉後、第3回交渉までの半月に数日間、各都市で数千人規模の警告ストを実施。大学、大学病院、学校、保育園、行政庁、道路管理事務所などに影響。	○ 2023.1～2023.4 年金改革をめぐるスト ・ 公務員を含む主要な労働組合が大規模なゼネストを実施 ○ 2019.12～2020.2 年金改革をめぐるスト ・ 公務員を含む主要な労働組合が大規模なゼネストを実施 ○ 2016.3～9 労働法改正をめぐるスト ・ 公務員を含む主要な労働組合が大規模なゼネストを実施 ○ 2016.1 給与の指数に対応する単価の引上げ要求と教育改革に反対するスト ・ 3つの公務員労組が、給与改定を求めるストを呼びかけ、ストが実施された。 ○ 2013.10 フランス国立公文書館のフランス歴史美術館との統合に反対するスト ・ 国立公文書館の職員によるスト ○ 2013.6 給与の指数に対応する単価の引上げと優先される省におけるポストの増設を要求するスト ・ 公務員15万人が参加 ○ 2011.10～12 緊縮財政に反対するスト ・ 公務員、国鉄職員労働者等がフランス全土でストを実施 ○ 2010.5～11 年金改革をめぐるスト ・ 空港、郵便、医療、教育等の分野に従事する公務員を含む労働者が長期にわたるゼネストを実施(主なもので9回) ○ 2009.12 人員削減策に反対するスト ・ 国立美術館職員がストを実施 ○ 2009.3 雇用の安定や最低賃金引上げ要求のスト ・ 公務員を含む主要な労働組合が大規模なゼネストを実施 ○ 2009.1 サルコジ大統領の新自由主義に反対するスト ・ 空港、郵便、医療、教育等の分野に従事する公務員を含む労働者がゼネストを実施																																																			

Ⅲ 諸外国の国家公務員の任用

	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
1 採用・昇進	原則空席ごとの個別の採用審査で採用。公務内外から応募 昇進は、上位の空席ポストへの応募が原則	原則空席ごとの公募又は公開競争試験による採用 昇進は、上位の空席ポストへの応募が原則	欠員状況に応じ、各省庁が競争試験で採用 終身官吏となるためには、ラウフバーン試験等によりラウフバーン資格を得る必要 昇進は、同一ラウフバーン内での選考。部長、課長ポストについては空席ポストへの応募が原則 → 上位のラウフバーンへの昇進となる場合は、別途、ラウフバーン試験等により上位ラウフバーンの資格を得る必要	職員群 (corps) ごとに競争試験に基づき採用 ※ 部内試験 (非官吏を含む) と部外試験がある 昇進は、同一職員群内での選考。上位ポストについては空席ポストへの応募が原則
2 幹部候補生の採用・昇進	大統領研修員計画 (Presidential Management Fellows Program) ○ 大学院修了者 (修士又は博士) ○ オンライン評価と面接評価により研修員として採用、年間約400名 ○ 採用省庁において2年間の実務研修後に課長補佐級等の競争職の官職に採用 (採用が保障されているわけではない)。その後は競争 ○ 局長級以上は政治任用職	ファストストリーム採用試験 (Civil Service Fast Stream) ○ 大学の学業成績が上位の者 ○ 公開競争試験により、毎年1,000-1,300名 ○ 内閣府のファストストリーム担当部局に採用され、概ね4年間のうち前半は公務内外の複数のポストを経験し、後半は特定省庁の2ポストを経験することにより、課長補佐級に昇進。その後は競争 ○ 事務次官ポストまで職業公務員 (成績主義に基づく任用で、身分保障あり)	高級職ラウフバーン試験 ○ 大学課程 (修士相当) を修了し、18月～2年間条件付官吏として準備勤務した者 ※ 法学専攻者については、第1次国家試験に合格して大学を卒業し (修士相当)、準備勤務 (司法修習) を終えた後に受ける法曹資格試験の第2次国家試験が高級職ラウフバーン試験に該当 (第1次・第2次国家試験及び司法修習は州ごとに実施) ※ 職歴をもって準備勤務・ラウフバーン試験に代えることも可 ○ 採用省庁において3年以上の見習勤務を経て終身官吏となる。課長補佐級官職に就任し、その後は競争 ○ 事務次官ポストまで職業公務員。ただし、事務次官、局長は「政治的官吏」	国立公務学院 (INSP) 試験 (2022年1月にEN Aの後継機関として設立された。) ○ 大学等高等教育機関の修了者 このほか、現職公務員を対象とした部内試験、民間勤務歴又は地方議員歴のある者を対象とした第三種試験もある ○ 公開競争試験により、毎年約80～90名 ○ 学生 (公務員) として2年間の研修 (講義、地方・外国勤務等) 卒業時に、成績順の希望に応じて職員群を選択する制度は、2025年に卒業する者から見直される予定 各省に課長補佐級で配属後、概ね数年で課長級、9年～10年で局次長級に昇進 ○ 局長級以上の高級職は政治任用
3 政治任用 (自由任用)	○ 政権交代に伴い異動する者 ～ 官僚組織に浸透し、大統領の主要な政策課題を推進 ○ ①各省局長級以上 (上院承認)、②大統領補佐官等、③上級管理職 (部長、課長級) の1割以下、④秘書、運転手等の計約4,000人 ○ 連邦政府、民間企業、法律事務所、教育・研究機関等が人材供給源	○ 省大臣のほか、担当大臣、政務官等として政府全体で議員が就任する役職は100以上。また、大臣は、原則2人まで特別顧問を政治任用 (2024年3月現在128人の特別顧問が勤務) ○ 政治は、職業公務員の人事に介入を自制する伝統があり、政権交代時にも職業公務員は交代しない。職業公務員は、専門性と政治的中立性に基づいて、時々の政権を支える。	○ 大臣の政治的な意図及び目標の実現に向けた職務遂行が求められる高位ポスト (本省事務次官、局長など約400) が「政治的官吏」に法定 ○ 「政治的官吏」もメリット・システムによる任用だが、いつでも一時退職に付することができる	○ 「高級職」 (本省局長、大使、地方長官など約600) 及び「大臣キャビネのスタッフ」 (約700) が自由任用ポスト ○ 「高級職」はほぼ全てが職業公務員で7～8割がEN Aの出身者。「大臣キャビネのスタッフ」は7～8割が職業公務員でEN A出身者が最も多い ○ 職業公務員が「高級職」又は「大臣キャビネのスタッフ」となる際には、派遣という形をとっており、ポストを辞任しても、職業公務員としての身分は継続する

IV 諸外国の国家公務員の評価、身分保障、退職関連

	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
1 評価制度	○ 目標管理による評価 ・ 原則毎年実施 ・ 評価結果は面談時に本人がサイン ・ 評価結果は、配置、昇給、報奨等に反映	○ 目標管理による評価（上級公務員の場合） ・ 1年サイクルで実施 ・ 評価結果は、昇給、賞与に直ちに反映	○ 適性、能力及び業績を評価 ・ 3年を超えない期間ごとに実施 ・ 評価結果は、配置、育成、昇進に反映	○ 職務能力を評価 ・ 1年ごとに実施 ・ 評価結果は、配置、育成等に活用
2 身分保障	○ 免職は、勤務成績不良等の所定の事由に限定 ○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、また、免職、15日以上停職、降給・降任等については、メリットシステム保護委員会への不服申立てが可能	○ 免職は、非能率、心身の故障等の所定の事由に限定 ○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、国家公務員不服申立審査委員会(CSAB)への不服申立てが可能	○ 免職は、心身疾患のため勤務不能の場合等の所定の事由に限定 ○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、また、処分庁への不服申立てが可能	○ 免職は、職務遂行能力不十分、職場放棄等の所定の事由に限定 ○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、また、処分庁への不服申立てが可能
3 退職関連 ① 定年	定年年齢はない 【例外】 航空管制官（56歳） 外交官（65歳） など	2010年4月より定年制廃止	66歳（2012年から2030年にかけて段階的に67歳に引上げ中） 【例外】 警察執行官吏（61歳） など ※ 2012年から2025年にかけて段階的に62歳に引上げ中	67歳（2016年から2022年にかけて、65歳から67歳へ段階的に引上げられた） 【例外】 危険を伴う職の職員群等は57～62歳 ※ 2016年から2022年にかけて、55～60歳から57歳～62歳に引上げられた
② 再就職に係る規制	○ 再就職自体を規制する一般的な制度はない ※ 調達担当職員は、入札企業からの職の提供を拒否しなければならないという規制がある ○ 退職後、国の機関との接触を禁止する規定がある	○ 職員のレベルにより、承認手続きが異なる ・ 局長級以上：離職後2年以内の再就職は、所属省が企業就職諮問委員会(ACOPA)へ照会し、ACOPAが首相に助言し、首相が承認 ・ 事務次官については、離職後3か月の待機期間が要求される ・ 部長・課長級：離職後2年以内の再就職は、離職前2年間に再就職先と公的な取引がある場合等には、各省庁の承認が必要 ・ 一般職員：離職後1年以内の再就職は、離職前2年間に再就職先と公的な取引がある場合等には、各省庁の承認が必要	○ 退職後5年以内（定年で退職した場合には3年以内）に、退職前5年間の職務と関係のある企業に就職する場合には、在職した省に届け出なければならない ※ 省の業務と利害対立が生ずるおそれがある場合には、再就職は認められない	○ 離職後3年以内に、本省部長級以上等の職員が企業（公共企業を含む）に再就職する場合、公職透明性委員会の承認が必要 ※ 監督、契約等の相手方の企業への再就職は、当該職務の終了後3年間認められない
③ 年金制度	○ 公務退職年金(CSRS)のみの1階建て年金制度（1983年以前の採用者） ○ 老齢・遺族・障害年金(OASDI)＋連邦職員退職年金(FERS)＋積立貯蓄の3階建て年金制度（1984年以降の採用者） ・ 支給開始年齢 55歳（30年以上勤務） 60歳（20年以上勤務） 62歳（5年以上勤務） ・ 支給額 最も高い連続する3年間の平均給与の72.3%（38年勤務の場合）	○ 国家年金(New State Pension) 2016年4月に基礎年金と付加年金を一元化した新年金制度を導入 ・ 支給開始年齢 原則66歳 2026年から2028年にかけて67歳、2044年から2046年にかけて68歳に引上げ予定 ・ 支給額 週203.85ポンド(2023年度、満額、35年拠出) ○ 国家公務員年金(Civil Service Pension) 2015年4月に新制度「アルファ」導入。経過措置の対象者を除き、従来の制度に加入していた者も、原則として新制度に移行することとされた。 ・ 支給開始年齢 国家年金と同じ ・ 支給額 給与の2.32%が毎年積み立てられた合計額	○ 恩給制度 ・ 支給開始年齢 原則66歳（定年前63歳以降で退職した場合は減額支給） ※ 2012年から2030年にかけて段階的に67歳に引き上げ中 ・ 支給額 恩給算定基礎給与（退職時俸給、家族加給ほか）×0.9901の71.75%（40年勤務の場合） ※ 63歳未満で離職する場合は恩給請求権を失い、公的年金保険に事後加入となるが、在職期間が5年以上（そのうち4年以上は連邦勤務）の元官吏については、公的年金保険に代えて「老齢金」を選択可能。支給額は恩給とほぼ同様に算出されるが、在職期間により15又は5%減額。支給開始年齢は原則66歳(67歳に引上げ中)。	○ 年金制度 ・ 支給開始年齢 62歳 ※ 2023年から2030年にかけて64歳に段階的に引き上げ中 ・ 支給額 退職前6月の俸給年額の75%（例：1954年生まれの者は41年3か月勤務）

Ⅴ 諸外国の国家公務員の給与

アメリカ							イギリス				ドイツ						フランス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
<俸給> - 一般の職員に適用される一般俸給表、幹部職員に適用される上級管理職（SES）俸給表、高級管理職俸給表等の俸給表が存在 一般俸給表（課長以下）（GS） ワシントン・ボルチモア地区（2025年1月現在 年額 単位：ドル） <table><tr><th>等級</th><th colspan="6">号 俸</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th></th></tr><tr><td>1</td><td>29,949</td><td>30,954</td><td>31,949</td><td>36,495</td><td>36,535</td><td>37,463</td></tr><tr><td>2</td><td>33,675</td><td>34,476</td><td>35,592</td><td>40,203</td><td>41,290</td><td>42,376</td></tr><tr><td>3</td><td>36,745</td><td>37,969</td><td>39,194</td><td>45,315</td><td>46,539</td><td>47,763</td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>13</td><td>120,579</td><td>124,599</td><td>128,619</td><td>148,716</td><td>152,736</td><td>156,755</td></tr><tr><td>14</td><td>142,488</td><td>147,238</td><td>151,987</td><td>175,735</td><td>180,484</td><td>185,234</td></tr><tr><td>15</td><td>167,603</td><td>173,190</td><td>178,776</td><td>195,200</td><td>195,200</td><td>195,200</td></tr></table> ※ 表中の金額は、基本給と地域均衡給の合計額。一般俸給表適用者への支給上限は高級管理職俸給表のⅣ等級に設定されている。 - 昇給期間は、4号俸に昇給するまでは52週、7号俸に昇給するまでは104週、以降は156週（成績優秀者は、昇給期間が短縮） - 上位ポストへの昇進に伴って、上位の等級に格付け - 地域ごとに、基本給の一定割合（17.06%～46.34%）の地域均衡給が支給 上級管理職（SES）俸給表（部長・課長）（ES） （2025年1月現在 年額 単位：ドル） <table><tr><th></th><th>最高額</th><th>最低額</th></tr><tr><td></td><td>225,700</td><td>150,160</td></tr></table> - 各人の給与額は、最高額と最低額の範囲内で決定 - 昇給については、定期昇給はなく、業績評価によるもののみ - 成績がかなり優秀なSESに対する業績報奨がある 高級管理職俸給表（長官・次官等）（EX） （2025年1月現在 年額 単位：ドル） <table><tr><th>等級</th><th>I</th><th>Ⅱ</th><th>Ⅲ</th><th>Ⅳ</th><th>V</th></tr><tr><td>俸給額</td><td>250,600</td><td>225,700</td><td>207,500</td><td>195,200</td><td>183,100</td></tr><tr><td>代表官職</td><td>長官</td><td>副長官</td><td>次官</td><td>次官補</td><td>各省局長</td></tr></table> <代表的手当> - 特別な業務や成果をあげた場合の特別報奨がある - 超過勤務手当、休日給、採用・転勤特別手当 等											等級	号 俸						1	2	3	8	9	10		1	29,949	30,954	31,949	36,495	36,535	37,463	2	33,675	34,476	35,592	40,203	41,290	42,376	3	36,745	37,969	39,194	45,315	46,539	47,763	5							13	120,579	124,599	128,619	148,716	152,736	156,755	14	142,488	147,238	151,987	175,735	180,484	185,234	15	167,603	173,190	178,776	195,200	195,200	195,200		最高額	最低額		225,700	150,160	等級	I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	V	俸給額	250,600	225,700	207,500	195,200	183,100	代表官職	長官	副長官	次官	次官補	各省局長	<俸給> - 一般の職員については、省庁又はエージェンシーごとに労使交渉に基づいて俸給表（号俸制又は給与バンド制）を設定 - 上級公務員（課長級以上）については、共通の俸給表が適用 一般の職員 役職段階別・男女別平均給与 （2024年8月現在 年額 単位：ポンド） <table><tr><th>役職段階</th><th>男性</th><th>女性</th><th>代表的官職</th></tr><tr><td>AA・AO</td><td>27,470</td><td>25,620</td><td></td></tr><tr><td>E0</td><td>30,970</td><td>30,300</td><td>係員</td></tr><tr><td>HE0・SE0</td><td>41,010</td><td>40,130</td><td>係長</td></tr><tr><td>G7・G6</td><td>63,800</td><td>62,990</td><td>課長補佐</td></tr></table> - 上位の官職への昇進に伴って上位の給与バンドに格付け - 勤務年数に応じた定期昇給と業績に基づく昇給がある 上級公務員（SCS：課長級以上） （2024年7月現在 年額 単位：ポンド） <table><tr><th>等級</th><th>最低額</th><th>最高額</th><th>代表的官職</th></tr><tr><td>1</td><td>76,000</td><td>117,800</td><td>課長</td></tr><tr><td>1A</td><td>76,000</td><td>128,900</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>98,000</td><td>162,500</td><td>部長</td></tr><tr><td>3</td><td>128,000</td><td>208,100</td><td>局長</td></tr><tr><td>事務次官</td><td>152,000</td><td>200,000</td><td></td></tr></table> - 各人の給与額は、該当する給与バンドの最高額と最低額の範囲内で、4つの成績区分に応じた決定 - 成績評価区分に応じ、ボーナスが支給される				役職段階	男性	女性	代表的官職	AA・AO	27,470	25,620		E0	30,970	30,300	係員	HE0・SE0	41,010	40,130	係長	G7・G6	63,800	62,990	課長補佐	等級	最低額	最高額	代表的官職	1	76,000	117,800	課長	1A	76,000	128,900		2	98,000	162,500	部長	3	128,000	208,100	局長	事務次官	152,000	200,000		<俸給> - 本省課長級以下の一般の官吏に適用される俸給表A、本省重要課長級以上の官吏に適用される俸給表B等の俸給表が存在 俸給表A（一般の官吏） （2025年1月現在 月額 単位：ユーロ） <table><tr><th>等級</th><th colspan="6">号 俸</th></tr><tr><th>1</th><th>2</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th></th></tr><tr><td>3</td><td>2,706</td><td>2,763</td><td>2,955</td><td>3,001</td><td>3,046</td></tr><tr><td>4</td><td>2,759</td><td>2,826</td><td>3,054</td><td>3,108</td><td>3,157</td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td>3,354</td><td>3,457</td><td>4,056</td><td>4,171</td><td>4,283</td></tr><tr><td>10</td><td>3,575</td><td>3,717</td><td>4,482</td><td>4,628</td><td>4,774</td></tr><tr><td>11</td><td>4,056</td><td>4,273</td><td>5,002</td><td>5,151</td><td>5,299</td></tr><tr><td>14</td><td>5,183</td><td>5,493</td><td>6,544</td><td>6,757</td><td>6,972</td></tr><tr><td>15</td><td>6,289</td><td>6,569</td><td>7,423</td><td>7,635</td><td>7,846</td></tr><tr><td>16</td><td>6,916</td><td>7,241</td><td>8,227</td><td>8,473</td><td>8,716</td></tr></table> - 号俸に応じて、2年、3年、4年毎に昇給（勤務成績に応じ、昇給時期を前倒し又は延伸） - 上位官職への昇進に伴って、上位の等級に格付け 俸給表B（本省重要課長級以上） （2025年1月現在 月額 単位：ユーロ） <table><tr><th>等級</th><th>俸給額</th><th>代表的官職</th></tr><tr><td>1</td><td>7,846</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>9,080</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>9,603</td><td>課長</td></tr><tr><td>4</td><td>10,149</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>10,776</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>11,372</td><td>部長</td></tr><tr><td>7</td><td>11,947</td><td></td></tr><tr><td>8</td><td>12,548</td><td></td></tr><tr><td>9</td><td>13,294</td><td>局長</td></tr><tr><td>10</td><td>15,612</td><td></td></tr><tr><td>11</td><td>16,084</td><td>事務次官</td></tr></table> <代表の手当> - 特別な業績に対する業績報奨金（一時金）、業績手当（最長1年間支給）がある - 超過勤務手当、官職手当、職位手当 等						等級	号 俸						1	2	6	7	8		3	2,706	2,763	2,955	3,001	3,046	4	2,759	2,826	3,054	3,108	3,157	5						9	3,354	3,457	4,056	4,171	4,283	10	3,575	3,717	4,482	4,628	4,774	11	4,056	4,273	5,002	5,151	5,299	14	5,183	5,493	6,544	6,757	6,972	15	6,289	6,569	7,423	7,635	7,846	16	6,916	7,241	8,227	8,473	8,716	等級	俸給額	代表的官職	1	7,846		2	9,080		3	9,603	課長	4	10,149		5	10,776		6	11,372	部長	7	11,947		8	12,548		9	13,294	局長	10	15,612		11	16,084	事務次官	<俸給> - 各職員群ごとに、グレード及び号俸に応じて俸給額が設定 各省事務書記官群（高校卒）の例 （2024年1月現在 年額 単位：ユーロ） <table><tr><th>グレード</th><th>号俸</th><th>俸給額（試算）</th></tr><tr><td>主任事務書記官</td><td>11</td><td>34,971</td></tr><tr><td></td><td>1</td><td>23,452</td></tr><tr><td>主 任</td><td>12</td><td>31,841</td></tr><tr><td></td><td>1</td><td>22,212</td></tr><tr><td>事務書記官</td><td>13</td><td>30,009</td></tr><tr><td></td><td>1</td><td>22,034</td></tr></table> 国家行政官群（国立公務学院卒）の例 （2024年1月現在 年額 単位：ユーロ） <table><tr><th>グレード</th><th>号俸</th><th>俸給額（試算）</th></tr><tr><td>国家行政官3</td><td>30</td><td>93,041</td></tr><tr><td></td><td>1</td><td>61,436</td></tr><tr><td>国家行政官2</td><td>32</td><td>81,935</td></tr><tr><td></td><td>1</td><td>39,461</td></tr><tr><td>国家行政官1</td><td>30</td><td>62,736</td></tr><tr><td></td><td>1</td><td>28,828</td></tr></table> - 各職員群の号俸ごとに昇給期間が規定 - 職員群内での選考によって、上位グレードに格付け 特別俸給表（高級職（局長級以上）等） （2024年1月現在 年額 単位：ユーロ） <table><tr><th></th><th colspan="3">号 俸</th><th>代表的官職</th></tr><tr><th></th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th></th></tr><tr><td>A</td><td>52,871</td><td>54,938</td><td>57,715</td><td>警視長</td></tr><tr><td>B</td><td>57,715</td><td>60,137</td><td>63,327</td><td>国務院調査官</td></tr><tr><td>BB</td><td>63,327</td><td>64,981</td><td>66,694</td><td>次長</td></tr><tr><td>C</td><td>66,694</td><td>68,112</td><td>69,588</td><td>国務院評定官</td></tr><tr><td>D</td><td>69,588</td><td>72,719</td><td>75,850</td><td>総監察官</td></tr><tr><td>E</td><td>75,850</td><td>78,804</td><td>—</td><td>局長</td></tr><tr><td>F</td><td>81,699</td><td>—</td><td>—</td><td>国務院部長</td></tr><tr><td>G</td><td>89,496</td><td>—</td><td>—</td><td>国務院副院長</td></tr></table> <代表の手当> - 超過勤務手当、休日給、能率・生産性手当、居住地手当（地域による生活費の差を補償するための手当）、家族扶養手当 等				グレード	号俸	俸給額（試算）	主任事務書記官	11	34,971		1	23,452	主 任	12	31,841		1	22,212	事務書記官	13	30,009		1	22,034	グレード	号俸	俸給額（試算）	国家行政官3	30	93,041		1	61,436	国家行政官2	32	81,935		1	39,461	国家行政官1	30	62,736		1	28,828		号 俸			代表的官職		1	2	3		A	52,871	54,938	57,715	警視長	B	57,715	60,137	63,327	国務院調査官	BB	63,327	64,981	66,694	次長	C	66,694	68,112	69,588	国務院評定官	D	69,588	72,719	75,850	総監察官	E	75,850	78,804	—	局長	F	81,699	—	—	国務院部長	G	89,496	—	—	国務院副院長
等級	号 俸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
1	2	3	8	9	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1	29,949	30,954	31,949	36,495	36,535	37,463																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2	33,675	34,476	35,592	40,203	41,290	42,376																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3	36,745	37,969	39,194	45,315	46,539	47,763																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
13	120,579	124,599	128,619	148,716	152,736	156,755																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
14	142,488	147,238	151,987	175,735	180,484	185,234																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
15	167,603	173,190	178,776	195,200	195,200	195,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	最高額	最低額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	225,700	150,160																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
等級	I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	V																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
俸給額	250,600	225,700	207,500	195,200	183,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
代表官職	長官	副長官	次官	次官補	各省局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
役職段階	男性	女性	代表的官職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
AA・AO	27,470	25,620																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
E0	30,970	30,300	係員																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
HE0・SE0	41,010	40,130	係長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
G7・G6	63,800	62,990	課長補佐																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
等級	最低額	最高額	代表的官職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1	76,000	117,800	課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1A	76,000	128,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2	98,000	162,500	部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3	128,000	208,100	局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
事務次官	152,000	200,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
等級	号 俸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
1	2	6	7	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
3	2,706	2,763	2,955	3,001	3,046																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
4	2,759	2,826	3,054	3,108	3,157																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
9	3,354	3,457	4,056	4,171	4,283																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
10	3,575	3,717	4,482	4,628	4,774																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
11	4,056	4,273	5,002	5,151	5,299																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
14	5,183	5,493	6,544	6,757	6,972																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
15	6,289	6,569	7,423	7,635	7,846																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
16	6,916	7,241	8,227	8,473	8,716																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
等級	俸給額	代表的官職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1	7,846																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2	9,080																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
3	9,603	課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
4	10,149																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5	10,776																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
6	11,372	部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
7	11,947																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
8	12,548																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9	13,294	局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
10	15,612																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
11	16,084	事務次官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
グレード	号俸	俸給額（試算）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
主任事務書記官	11	34,971																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1	23,452																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
主 任	12	31,841																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1	22,212																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
事務書記官	13	30,009																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1	22,034																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
グレード	号俸	俸給額（試算）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
国家行政官3	30	93,041																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1	61,436																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
国家行政官2	32	81,935																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1	39,461																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
国家行政官1	30	62,736																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1	28,828																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	号 俸			代表的官職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
A	52,871	54,938	57,715	警視長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
B	57,715	60,137	63,327	国務院調査官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
BB	63,327	64,981	66,694	次長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
C	66,694	68,112	69,588	国務院評定官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
D	69,588	72,719	75,850	総監察官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
E	75,850	78,804	—	局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
F	81,699	—	—	国務院部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
G	89,496	—	—	国務院副院長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

【参考】給与改定方式

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
合衆国法典において、均衡原則（同一価値労働同一給与の原則、全米・地域ごとの官民給与均衡（連邦と非連邦との均衡）の原則、職務と勤務成績に応じた報酬の原則）が規定 - 給与の改定方式は、合衆国法典で詳細に規定 - 給与等法定事項に対しては、協約締結権はない	国家公務員管理規範において、各省が職員給与措置を設定する際に以下の原則を考慮しなければならないことが規定 (a) 給与総額に見合う価値 (b) 給与に対する財務統制 (c) 給与制度の柔軟性 (d) 業績との密接かつ効果的な関連性 - 上級公務員（SCS）については、協約締結は行われておらず、上級公務員給与審議会の勧告に基づき決定 - 一般の職員（上級公務員以外）は、財務省から付与される給与歳出枠の中で、各省庁又はエージェンシーと労働組合との交渉で決定	伝統的職業官吏制度の諸原則（扶養原則、ストライキ禁止、給与法定原則等）が判例・通説において確立、憲法上も認知 ※扶養原則…職位、職責及び一般の生活水準に鑑みて、ふさわしい生活を維持できる給与水準の保障 連邦給与法において、給与を改定する際の原則（経済・財政情勢への適応、職責の考慮）を規定 法案作成段階での労働組合の関与を法定 - 官吏には、協約締結権が認められておらず、一般に公務被用者の妥結状況を考慮して決定 - 公務被用者は、連邦及び市町村の共同の労使交渉により決定（州は経済的事情等により統一交渉から離脱）	官公吏一般規程において、「官吏は、職務遂行後、俸給、居住地手当、家族扶養手当及び法律又は規則により定められている複数の手当を受ける権利を有する」と規定 - 政府が給与改正案を作成し、関係法令の改正により決定 - 協約締結権は認められていない。組合が政府の提示した改定案に合意した場合、議定書に調印。政府は一般的に議定書に基づいて給与改定を決定・実施
<高級管理職、上級管理職の場合> 一般俸給表の改定に準じて改定 <一般の職員（一般俸給表適用）の場合> 【俸給】 法定の改定率（雇用経費指数増加分－0.5%） 【地域均衡給】 連邦給与評議会（専門家3人、労働組合代表6人）の意見、勧告 → 大統領給与エージェント（労働省長官、行政管理予算局長官、人事管理庁長官）の勧告 → 大統領の決定（勧告どおり） 大統領の決定（勧告どおり） → 議会（大統領代替案を伝達） → 議会の承認（勧告どおり） → 歳出予算法案を作成・審議・可決 → 大統領の署名で法案成立 → 大統領が給与改定 ※ 国家の緊急事態又は深刻な経済情勢のため必要な場合。	<上級公務員の場合> 上級公務員給与審議会（民間企業の人事担当経験者、学識経験者等）の勧告 → 首相 → 政府の決定により実施 <一般の職員の場合> 財務省 → 給与歳出枠の設定（多くの場合承認事務は各省大臣に委任） → 各省等（使用者側）と労働組合側との配分交渉 → 合意 → 労働協約締結 → 実施 ※1 非組合員にも同じ給与を適用。 ※2 交渉不調の場合の仲裁機関として公務員仲裁裁判所等があるが、事実上機能していない。	<官吏の場合> 公務被用者の妥結状況、経済・財政状況の考慮 → 法律案作成（政府） → 労使交渉（見解表明、会談） → 閣議決定・提出 → 議会 → 可決・成立・施行 <公務被用者の場合> 労働組合による賃上げ要求 → 労使交渉 → 合意 → 協約締結 → 実施 不調 → 警告スト → 調停委員会 → 調停案 → 再交渉 → 合意 → 協約締結 → 実施 ※1 使用者側は、連邦及び市町村が共同で交渉。（州は、2004年に共同交渉から離脱。） ※2 労働協約の内容は、全ての公務被用者に適用。 ※3 労使の合意が成立するまでの間は、従前の労働協約が引き続き効力を有する。	政府による給与（俸給）改定の提案 ※ 交渉に入るかどうかは政府の判断 ※ 一部の職種を除き、争議はどの段階でも可能 政府（公務担当大臣等）と代表的労働組合との労使交渉 → 合意 → 議定書締結（ほとんどなし） → 政府が改定内容を決定 → 政令等の改正により実施 争議行為

VI 諸外国の国家公務員の勤務時間等

		ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
1 週 の 勤務時間		40時間	・ 上級公務員(SCS)：最低42時間（1日1時間の食事時間を含む） ・ SCS 以外の一般職員：各省庁が組合と交渉して定める ※超過勤務を含めて週平均48時間を超えて勤務させることはできない	41時間 （重度障害者、12歳未満の子を有する者、介護をしている者は40時間への短縮を申請可能） ※超過勤務を含めて12か月で週平均48時間を超えてはならない	35時間 ※超過勤務を含めて週48時間、12週間で平均44時間が限度とされている
1 日 の 勤務時間		8 時間	省庁ごとに定める（国家公務員管理規範には特段の定めはない）。	・ 休憩を含め13時間以内で設定 ・ 具体的な正規の勤務時間は、省ごとに職員協議会と締結する勤務協定で定める	省ごとに定める（国家公務員の勤務時間に関する政令には特段の定めはない）。 ※超過勤務を含めて1日10時間が限度とされている
柔軟な勤務形態	フレックスタイム制	実施内容は各政府機関で法令の規定内で任意に定めることができる。 職員の組合がある政府機関では、当局と組合による労使協約の規定にも基づき実施される。 業務運営に重大な支障が生じると機関の長が認める場合、一定職種・一定群の職員の利用を認めないことができる。	実施内容は省庁ごとに定める。 同一の雇用主の下で26週間以上働いた職員は利用を申請できる。 【内閣府の例】 職員は週当たり36時間以上勤務することを条件に、規定に従い、勤務の開始時刻と終了時刻を決めることができる。また超過した勤務時間数は、後日使用するために貯めることができる。	1日の勤務時間の上限、最も早い始業時刻及び最も遅い終業時刻、コアタイム等の実施内容は省ごとに職員協議会と締結する勤務協定で定める。 過不足は原則暦年のうちに調整。40時間までは翌年に繰り越して調整可。自動で時間管理をしている場合には、正規の勤務時間を超えて勤務した分をまとめて、暦年に12日まで（業務の繁閑が著しく調整が困難な場合によっては24日まで）追加で休みを取ることができる（フレックスタイム口座）	実施内容は職場協議会の意見、機関の必要性を考慮して、省ごとに定める（コアタイム等は組織により異なる）。 対象職種・職員は業務運営上の必要性を踏まえて各省が認める。
	その他の制度	毎週又は隔週で総勤務時間数を変えずに週休3日とする圧縮勤務制がある。	・ 年換算時間：年間勤務しなければならない勤務時間数を定め、所属機関が多忙な時に勤務時間を多くしたり、子供の学校が休みの時に勤務時間を減らしたりすることを可能とするもの ・ 圧縮勤務時間：標準的な勤務時間を通常より短い日数で勤務するもの	・ 短時間勤務制度がある ・ フレックスタイム口座とは別に、より長いスパンで勤務時間を貯めることのできる長期口座の制度がある。	短時間勤務制度がある。
休暇		有給休暇として、年次休暇、病気休暇、法廷休暇、軍務休暇、帰国休暇、上陸休暇、骨髄・臓器提供休暇、研究休暇などがある。	国家公務員管理規範に、休日、年次休暇、出産休暇、育児休暇、病気休暇、傷病休暇に関する規定がある。	有給の健康維持休暇があるほか、国民としての権利の行使、医師の診断を受ける場合、妻の出産、近親者の死亡の場合等に有給の特別休暇がある。	年次休暇、病気に伴う休暇、子の出生や養子縁組に伴う休暇などがある。
テレワーク		法律の定めに基づき各政府機関はテレワーク実施要領を定め、職員は、要領の規定に基づき、具体的な職務内容を書面で合意しテレワークを行う。各機関の長は機密性のある事項を取り扱う職員や別の場所で処理できない業務に日常的に従事する職員に、テレワークを認めないことが可能。	各省庁が部内規定を定めて実施する。同一の雇用主の下で26週間以上勤務した職員は利用を申請できる。	政令の定めに基づき各省が職員協議会と勤務協定を締結し実施する。	政令の定めに基づき、職員は上司に書面で申請した上で、原則週3日を限度にテレワークを行う。

Ⅶ 諸外国の国家公務員の政治的行為の制限

	ア メ リ カ	イ ギ リ ス			ド イ ツ		フ ラ ン ス
		上級公務員(SCS)等(*)	一般職員	現業職員(職業紹介、社会保障給付等業務従事者)等	官 吏	公務被用者	
立候補・議員就任	○ 党派的に争われる公選による公職の立候補者となることができない	○ 国会議員に立候補するには、辞職が必要 地方議会議員に立候補するには、所属省庁の許可が必要 (*) SCS の直近下位の職員及びファストストリームの職員を含む。	【同左】	○ 国会議員又は地方議会議員への立候補は自由	○ 連邦議会議員及び欧州議会議員を兼ねることはできない 州議会議員を兼ねることができる州とできない州がある 市町村の議員は兼ねることができる	○ 連邦議会議員及び欧州議会議員を兼ねることはできない	○ 公務員の身分のまま議員になることができる(派遣身分) ・ 司法官等は、管轄区域内の被選権欠格
選挙活動	○ 職務上の権限又は影響力を、選挙結果に干渉する目的で行使することができない ○ 勤務時間外であれば、選挙運動で積極的役割を果たすことができる	○ 全国的な政治的活動は禁止されている 地方レベルの政治的活動は所属省庁の許可が必要	○ 所属省庁の許可が必要	○ 勤務時間外の政治的活動は自由	※ 政治的行為を行うに当たり、公共に対する立場等を考慮して、節度と自制を保たなければならない		※ 慎重の義務あり(官吏の政治活動の自由、表現の自由を前提とした上で、その表現の仕方が一定の限度を超えてはならないとするもの)
政党役職	○ 禁止されていない(一部職員を除く)						
政治的な意見表明	○ 勤務時間外であれば、政治的な意見の表明は保障される						
(その他)	○ 政治的目的での寄付を要請し又は受領することができない ○ 所属省庁が公権力を行使する対象者に対して、政治的行為への参加・不参加を要請することができない	※ コメントは節度を持って行うなど、慎重にふるまう必要がある。					

VIII 諸外国の国家公務員の兼業規制

	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
兼業規制の有無と対象	すべての連邦政府職員を対象とした兼業に関する規制がある。 幹部公務員には一般公務員よりも厳しい規制もある。	兼業に特化した規制はなく、すべての国家公務員に対し、公務外に有する利害関係を申告する義務が課されている。兼業する場合、開始前に申告内容を基に利益相反の有無が審査される。	すべての連邦政府官吏を対象とした兼業に関する規制がある。	すべての国家公務員を対象とした兼業に関する規制がある。
兼業の可否	職務と利益相反しないものについて、許可をとれば可能	利益相反の疑いがある場合には認められない可能性がある。	許可をとれば可能 無償の兼業は一部を除き許可不要	付随的な活動（職務とは別途行う活動全般）と起業活動について、許可をとれば可能
概要	利益相反を防止し、職務の公正な執行を確保するため、兼業の規制について【原則】と【禁止又は許可される具体例】が法令で示され、各省規則の定め（政府倫理庁が関与）に応じて各省が判断 【原則】 職務と責任に反する外部での雇用の禁止 【禁止又は許可される具体例の例】 ・内務省国土管理局の職員が不動産業を行ってはならない。 ・証券取引委員会(SEC)職員は、米国の証券業界の規制に特に焦点を当てた本を執筆した場合、それがSECの規制プログラム又は運用に関わることから報酬を受け取ることができない。ただし、SECの規制プログラム又は運用に関する付随的な議論のみを内容とするのであれば、様々な種類の証券に投資することの利点について本を書くことができる。等	公務外に有する利害関係を申告する義務の目的は、公務外の利害関係等により職務上の判断や業務遂行が影響を受けることを防ぎ、国家公務員規範に定められた国家公務員が遵守すべき基本的価値観（清廉性、誠実性、客観性、中立性）を保持することにある。 【大枠】は、国家公務員管理規範及び内閣府のガイダンスに基づき各省庁の規程で定められており、個別ケースの適否は各省庁が判断 【大枠】 各省庁は、職員が直接又は間接的に業務に影響を与える可能性のある外部雇用をする前に許可を得ることを義務づけること 行政内部の情報により特定企業等が不適切な利益を得ること等を防止するよう職員と取決めをすること	官吏には職務専念義務、公正な職務遂行の義務などが課されており、兼業の規制について【許可されない事由】、【許可を要しない兼業】及び【許可要・不要の例外】が法令で定められ、各省が判断 【許可されない事由】 兼業形態等からみて円滑な職務遂行が阻害され得るほど労働力を要する場合 職務上の義務と相反するおそれのある場合 官吏の非党派性又は公平性に影響を及ぼすおそれのある場合 行政の信用失墜のおそれのある場合 兼業の形態、規模、期間又は頻度等から第二の職業の遂行に当たる場合、等 【許可を要しない兼業】 自己の財産の管理 著述、学術、芸術又は講演活動※ 等 ※報酬等を受ける場合は事前に届出 【許可要・不要の例外】 無償であっても、営業若しくは自営の活動又はこれらの活動への協力を行う場合、企業組織の役員への就任の場合等は事前許可が必要	官吏には職務専念義務、利益相反の防止などが課されており、兼業の規制について【許可を受けられる兼業の類型】と【許可要件】が法令で定められ、各省又は公職透明性委員会が許可を判断 【許可を受けられる兼業の類型】 官吏としてフルタイムで勤務することを前提として終業後や週末に行われる付随的な活動（鑑定、コンサルタント業務、教育、研修、公共の利益となる活動等に従事可） 【許可要件】 所属組織の通常の運営を損なうことがないこと 職務の公正性に影響を与えないこと 【許可を受けられる兼業の類型】 起業活動 【許可要件】 (付随的な活動の2要件に加え) パートタイム勤務であること 所属組織の信用失墜行為に当たらないこと

IX 諸外国の国家公務員の株式保有規制

	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
株式保有規制の有無と対象	すべての職員を対象として、職員自らの金銭的利益に影響を与える職務への従事禁止等が法律で定められているため、職務と利益相反に当たる資産を保有できない。 また、幹部公務員（課長級以上）、調達・許認可等の業務に従事する職員に対しては資産報告義務が課されている。	原則として、職員は自由に株式を含む証券への投資を行うことができることが法令で定められている。ただし、すべての職員を対象として、公務外に有する利害関係を申告する義務が課されている。	株式保有に係る規制はない。	幹部公務員（部長級以上）に対して保有資産や利害関係の届出義務が課されている。
株式保有の可否	原則保有可	原則保有可	原則保有可	原則保有可
概要	利益相反を防止するため【禁止又は許可される具体例】が法令で示され、各省規則の定め（政府倫理庁が関与）に応じて各省が判断 【禁止又は許可される具体例の例】 ・内務省職員が野生動物保護区を支援するためのミネソタ州からの助成金申請業務に従事し、その職員が債権の収益が州道の改善に使用されるミネソタ州発行の運輸債を所有している場合、助成金の承認又は不承認が債券の現在の価値にいかなる影響も及ぼすこと等もないため、不適当な金銭的利益は生じない。 等	公務外に有する利害関係を申告する義務の目的は、公務外の利害関係等により職務上の判断や業務遂行が影響を受けることを防ぎ、国家公務員規範に定められた国家公務員が遵守すべき基本的価値観（清廉性、誠実性、客観性、中立性）を保持することにある。 【大枠】は、国家公務員管理規範及び内閣府のガイダンスに基づき各省庁の規程で定められており、個別ケースの適否は各省庁が判断 【大枠】 職員自身の私的な投資や職員が助言を行っている他人の投資の価値に影響を与える可能性のある意思決定に関与したり、業務上知り得た情報を自分自身又は他人の私的な経済的利益を増進するために使用したりしてはならない。	—	届出義務は任命時と退職時に課せられており、両時点の間で異常な変化が見られる場合には公職透明性委員会が調査